

重 要 事 項 説 明 書

(指定訪問介護事業)



合同会社 ゼロ
訪問介護ステーション ゼロ

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	合同会社ゼロが設置運営する訪問介護ステーションゼロ以下「事業所」という)において実施する指定訪問介護(以下「訪問介護サービス」という)の事業の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて介護状態の軽減及び悪化の防止に資するようその目標を設定し、作成した訪問介護計画書に沿って計画的に自立支援を行い、常に利用者の立場に立って入浴、排泄、食事介護その他生活全般の援助に努めます。
運営の方針	(1) 事業所が実施する訪問介護サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮し、身体介護、その他生活全般にわたる援助を行うものとする。 (2) 訪問介護サービスの実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護サービスの提供ができるようにする。 (3) 訪問介護サービスの実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。 (4) 訪問介護サービスの実施に当たっては、懇切丁寧に行う事を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。 (5) 訪問介護サービスの実施に当たっては、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。 (6) 訪問介護サービスの実施に当たっては、入浴、排泄、食事等の介護(身体介護)又は、調理、洗濯、掃除等の家事(家事援助)を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏しない様にする。 (7) 訪問介護サービスの実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努める。 (8) 事業所は正当な理由なくサービスの提供を拒まない。 (9) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の為、必要な体制の整備を行うと共に、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 (10) 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第18条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切なかつ有効に行うよう努めるものとする。

2. 事業所の内容

(1) 事業所経営法人

法 人 名	合同会社ゼロ		
法 人 所 在 地	沖縄県豊見城字嘉数 1 9 9 番地		
代 表 者 氏 名	代表社員 浦崎太一		
電 話 番 号	098-987-5509	F A X 番 号	098-987-5509
設 立 年 月 日	令和 7 年 1 0 月 2 5 日		

(2) 事業所概要

事 業 所 の 名 称	訪問介護ステーション ゼロ		
事 業 所 の 種 類	指定訪問介護 平成 7 年 4 月 1 日		
事業所の所在地	沖縄県豊見城市豊崎 1-1184 皇海マンション 2 階 202 号室		
電 話 番 号	098-987-0105	F A X 番 号	098-987-0106
管 理 者 氏 名	玉城利康		
通常の実施地域	豊見城市 那覇市 糸満市 南城市 八重瀬町 南風原町 その他地域（相談に応じます）		
受 付 時 間	月曜～金曜 8 時 00 分 ～ 17 時 00 分（土曜・日曜・祝祭日休み） 12/30～1/3 除く		
サービス提供時間	2 4 時間 年中無休		

(3) 事業所の従業者体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	従業員及び業務の一元的な管理、経理、庶務全般を行います。	常勤 1名 (サービス提供責任者と兼務)
サービス提供責任者	1、利用申し込みに関わる調整を行います。 2、訪問介護計画の説明並びに同意を得て、計画の作成や変更を行い、交付します。 3、利用者の状態の変化やサービス内容について定期的に実施状況を把握し、利用者並びにご家族へ説明します。 4、サービス担当者会議等に出席に居宅介護支援事業者と連携を図ります。 5、訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示すると共に利用者の状況についての情報を伝達します。 6、訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 7、訪問介護員等の能力や希望を踏まえ業務管理を行います。 8、訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 9、その他サービス内容や管理について必要な業務を実施します。	常勤2名 (うち1名は管理者と兼務)
訪問介護員	1、日常生活を営むのに必要な訪問介護サービスを提供します。 2、サービス提供責任者から指導を受け、適切な介護技術を持ってサービス提供を行います。 3、サービス提供後、利用者の状況等についてサービス提供責任者に報告を行います。 4、介護技術の向上を目指します。	常勤専従1名 非常勤 専従1名

3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 提供するサービス内容について

①訪問介護計画の作成

居宅介護支援事業者が作成したケアプランに基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。

②身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助であり、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等の為の介助及び専門的な援助を行います。

- ・生活介護（食事介助、入浴介助や清拭、全身浴介助、洗髪等）
- ・身の回りの介護（排泄介助やおむつ交換、身体整容介助、更衣介助、服薬介助、）
- ・動作介助（体位交換、移動移乗介助、起床介助、就寝介助）
- ・自立支援の為の援助（声かけや安全確認、見守り等。日常生活上、介護・介助は必要時に行う。）

③生活援助

身体介護以外の日常生活の援助を行います。

- ・買物（日常生活に必要な物品の買い物）
- ・調理（食事の用意）
- ・掃除（利用者の居室の掃除やシーツ交換、整理整頓）
- ・洗濯（衣類等の洗濯）
- ・ゴミ出し等

(2) 訪問介護員の禁止行為

①医療行為

②飲食の授受、金銭・預金通帳・証明書・書類・物品の預かり及び管理

③同居家族に対するサービス提供

④日常生活の範囲を超えたサービス提供

（大掃除、庭掃除、農作業、来客の対応、洗車、ペットの世話、模様替え、修理・修繕等）

⑤利用者宅での飲酒、喫煙、飲食

⑥身体拘束、その他利用者の行動を著しく制限する行為

（ただし利用者又は第三者の生命や身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除く）

⑦宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為、その他計画書にそぐわないサービスの提供

(3) 提供するサービスの利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

・料金表別紙

4. 利用料金のお支払い方法

利用料利用者負担額及びその他の費用の額は、利用月ごとの合計金額を請求します。

請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者宛てにお届け（郵送）します。

請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

② 事業者指定口座への振り込み

②利用者指定口座から自動振替

③事業所での現金支払い（利用者様の状況により集金可能）

お支払いの確認をしましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにも関わらず、支払期日から 1 カ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 30 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払い頂く事があります。

5. サービス利用に当たっての留意事項

①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

②事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりは致しません。鍵の取り扱いについては、利用者又はその家族とご相談させていただきます。

③従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

④利用者の事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、事業所のサービス提供責任者にご一報ください。（※利用者のご希望を出来るだけ尊重し調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もあります事を予めご了承ください。）

⑤サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

⑥利用者が要介護認定を受けていない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められる時は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

⑦サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更する事ができます。

⑧訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

6. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合はサービス提供中の訪問介護員が管理者に連絡を取り、速やかに主治医や利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じると共に利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。サービス提供時以外の緊急時の連絡先等は以下の通りです。

- ① 緊急連絡先 訪問介護ステーション ゼロ 電話 098-987-0105
- ② 対応時間 常時連絡は可能です。訪問介護員不在時でも管理者らに連絡を取り、サービス提供時と同様に必要な措置を講じます。

7. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村、及び関係諸機関等への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。なお事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保保険株式会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人対物共通・管理財物・人格権侵害・経済的損害・事故対応費用・対人見舞費用

8. 損害補償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を勘酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ②事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります。）

10. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	管理者	玉城利康
-------------	-----	------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発する為の研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受け入れます。
- (6) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを調査し対策を講じます。

11. 苦情処理体制について

当事業所に対する苦情は面接、電話、意見箱、書面により苦情受付担当者が受け付けます。なお、公的機関に直接苦情を申し出ることもできます。

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と市町村（苦情申出人が公的機関への報告を拒否した場合を除く）に報告します。

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、公的機関の助言や立会いを求める事ができます。

苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について一定期間後その結果を報告します

- ・ 苦情受付担当者 サービス提供責任者 崎山美咲 電話 098-987-0105
受付時間 月曜日 ～ 金曜日 8:30 ～ 17:30
- ・ 苦情解決責任者 管理者 玉城 利康
- ・ 公的機関 豊見城市 豊見城市社会福祉協議会 098-856-2782
那覇市 健康福祉部 チャーがんじゅう課 098-862-9010
沖縄県国民健康保険団体連合会 098-860-9026
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会 098-882-5704

糸満市福祉保険部介護長寿課	098-840-8133
南城市役所福祉部生がい推進課	098-917-5489
八重瀬町社会福祉協議会	098-998-4000
南風原町社会福祉協議会	098-889-3217

1 2. 実習の受け入れについて

当事業所では介護福祉士、訪問介護員等を要請する専門学校等の養成機関からの依頼を受けた場合、現場実習の受け入れを行います。実習生が期間中に1人の利用者の方を受け持ち、実際の援助をさせて頂くこともあります。実習生が利用者の方々に対して適切な援助を行えるよう養成機関や従業者により指導を行っていきます。なお、実習生も従業者と同様に個人情報の取り扱いを適正に行うものとします。

1 3. 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

1 4. 心身の状況の把握

訪問介護の提供に当っては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス、又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 5. 居宅介護事業者との連携

- (1) 訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保険医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で、居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 6. サービス提供の記録

- (1) 訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日及び内容等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受ける事とします。
- (2) 訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行う事とし、その記録は、提供を終了した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求する事ができます。但し、利用者、ご家族以外（親族含む）の第三者が上記記載の開示請求を希望する場合は、原則、利用者、ご家族の同意がない限り、開示は請求できません。

1 7. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- 2 事業所は事業所において感染所が発生し、又まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置しおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていきます。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備に努めます。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練及を定期的に実施します。

18. 第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	① あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

19.利益供与の禁止

事業所及び従業員は、居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者にサービスを利用させる代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

20.身体拘束

身体拘束について事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

但し、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられる時は、利用者（利用者家族）に対して説明し同意を得た上で、次に掲げる事に留意して、必要最小限の範囲で行う。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録を行います。又事業者として、身体拘束を無くしていく為の取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人・又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限ります
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対し危険が及ぶ事を防止する出来ない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が無くなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

21.認知症ケア

事業所は、個人の尊厳を尊重し、ノーマライゼーションの理念のもと認知症のある高齢者に対して日常生活の支援を行っていく

- (1) 加齢・疾病等による変化の影響を観察し、認知症の進行、日常生活行動の変化を観理解していく。
- (2) 安心・安全な生活・環境をつくる 認知症の進行に伴い環境からのストレス刺激が低くなるため、環境の変化が行動・心理症状（ＢＰＳＤ）の原因になることもあるため本人にとって不安がない環境づくりを構築していきます。
- (3) 職員がどれだけすぐれた知識、技術をもちあわせていても、認知症者を1人でケアすることは

できません。認知症者とその家族にとって何が最善かを判断し、認知症ケアの質を高めていくチームケアで取り組みます。

- (4) 認知症に関する外部研修の参加や施設内勉強会を積極的に開催し、職員が認知症ケアに対する理解を深めていけるような措置を講じていく

22.その他運営に関する重要事項

事業所の、その他運営に関する重要事項の内容を下記のとおりとする。

- (1) 本事業の社会的使命を十分認識し、従業員への資質向上を図るため、研修等の機会を設けると共に業務体制を整備する。
- (2) この規定の概要等、利用（申込）者のサービス選択に関する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- (3) 訪問介護計画及びサービス提供記録については、それらを当該利用者に交付する。
- (4) 訪問介護計画及びサービス提供記録、事故発生時の記録、市町村への通知並びに苦情処理に関する記録については整備の上、完結してから5年間保持する。
- (5) 都道府県及び市町村、並びに国民健康保険団体連合会（以下「都道府県等」という）からの物件提出の求めや質問・照会等に対し、その調査に協力すると共に、都道府県等からの指導・助言に従って必要な改善を行う。また、都道府県等から求められた場合には、その改善の内容を都道府県等に報告する。
- (6) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料が必要な場合は利用者の負担となります）
- (7) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理者で定める。

〈事業者〉合同会社 ゼロ

所在地 沖縄県豊見城市豊崎1-1184番地2階202号室

事業所名 訪問介護ステーション ゼロ

管理者名 _____ 印

説明者 _____ 印

年 月 日

私は事業者から訪問介護サービスについて重要事項説明を受け、内容について同意致しました。

〈利用者〉

住所

氏名

（代理人）

住所

氏名

利用者との続柄 （ ）

別紙（提供するサービスの利用者負担額（介護保険を適用する 1 割負担）

身 体 介 護	提供時間	基本料金 8：00～18：00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	20 分未満	163 円	204 円	245 円
	20 分以上 30 分未満	244 円	305 円	366 円
	30 分以上 60 分未満	387 円	484 円	581 円
	60 分以上 90 分未満 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 649 円に所要時間 1 時間から計 算して所要時間 30 分を増すごと に 82 円を加算した単位数	567 円	709 円	851 円

生 活 援 助	提供時間	基本料金 8：00～18：00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	20 分以上 45 分未満	179 円	224 円	269 円
	45 分以上 70 分未満	220 円	275 円	330 円

通 院 等 乗 降	提供時間	基本料金 8：00～18： 00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	片道料金	97 円	121 円	146 円

身 体 介 護 ＋ 生 活 援 助	提供時間	基本料金 8：00～18：00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	身体 20 分以上＋生活 20 分以 上（25 分を増すごとに＋65 円）（195 円を限度）	309 円	386 円	464 円

提供するサービスの利用者負担額（介護保険を適用する 2 割負担）

身 体 介 護	提供時間	基本料金 8：00～18：00	早朝・夜間 (25%) 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	20 分未満	326 円	408 円	490 円
	20 分以上 30 分未満	488 円	610 円	732 円
	30 分以上 60 分未満	774 円	968 円	1162 円
	60 分以上 90 分未満 所要時間時間 1 時間 30 分以上 の場合 1298 円位所要時間 30 分ますごとに 164 円を加算し た単位数	1134 円	1448 円	1737 円

生 活 援 助	提供時間	基本料金 8：00～18：00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	20 分以上 45 分未満	358 円	448 円	538 円
	45 分以上 70 分未満	440 円	550 円	660 円

通 院 等 乗 降	提供時間	基本料金 8：00～18：00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	片道料金	194 円	242 円	292 円

身 体 介 護 ＋ 生 活 援 助	提供時間	基本料金 8：00～18：00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	身体 20 分以上＋生活 20 分以上（25 分を増すごとに+130 円）（390 円を限度）	618 円	772 円	926 円

提供するサービスの利用者負担額（介護保険を適用する 3 割負担）

身 体 介 護	提供時間	基本料金 8：00～18：00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	20 分未満	489 円	612 円	735 円
	20 分以上 30 分未満	732 円	915 円	1098 円
	30 分以上 60 分未満	1161 円	1452 円	1743 円
	60 分以上 90 分未満 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 1947 円に所要時間 1 時間から計 算して所要時間 30 分を増すごと に 246 円を加算した単位数	1701 円	2127 円	2553 円

生 活 援 助	提供時間	基本料金 8：00～18：00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	20 分以上 45 分未満	537 円	672 円	807 円
	45 分以上 70 分未満	660 円	825 円	990 円

通 院 等 乗 降	提供時間	基本料金 8：00～18： 00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	片道料金	291 円	363 円	438 円

身 体 介 護 ＋ 生 活 援 助	提供時間	基本料金 8：00～18：00	早朝・夜間（25%） 6：00～8：00 18：00～22：00	深夜（50%） 22：00～6：00
	身体 20 分以上＋生活 20 分以 以内（25 分を増すごとに＋195 円）（585 円を限度）	927 円	1158 円	1392 円

初回加算	200 円／/初回 訪問介護計画書を作成したご利用者様に対して、初回に実施したサービスと同月内に、サービス提供責任者がサービスを実施した場合、又、他の訪問介護員のサービスに同行した場合に加算されます。 ※過去 2 カ月ご利用がなく、再開した場合も加算されます。
緊急時訪問介護加算	100 円/回 利用者や家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、必要と認めた時に計画的に訪問する事になっていない身体介護を緊急に実施した場合に加算されます。
派遣人数加算	同行介護の場合は所定料金の 2 倍/回 利用者の心身の状況等により、2 人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、所定料金の 2 倍の料金を頂きます。
生活機能向上加算	100 円/月 サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーションの専門職と共同して、利用者の身体状況等を評価し、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合に加算されます。
処遇改善加算 I	24.5%

保険外サービス	介護保険給付の支給限度額を越えてのサービスは、利用者の全額自己負担によってサービスの提供を行う事が可能です。 介護保険適用外サービスについても別途ご相談出来ます
利用者居宅で使用する光熱水費	訪問での光熱費は利用者側の別途負担となります。
キャンセル料	24 時間前までにご連絡の場合、キャンセル料のご請求は致しません。 12 時間前までにご連絡の場合、1 提供当りの 50%を請求致します。 12 時間前までにご連絡が無い場合、1 提供当りの 100%を請求致します。 ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料のご請求は致しません。